

第28回社会資本整備審議会計画部会及び  
第26回交通政策審議会交通体系分科会計画部会

平成25年5月29日

**【堤専門官】** それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回社会資本整備審議会及び第26回交通政策審議会交通体系分科会計画部会合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。冒頭の司会をしばらく務めさせていただきます、総合政策局政策課の堤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、配付資料一覧に記載させていただいているとおりでございますので、配付漏れ等ございましたらお知らせいただけますよう、お願いいたします。

また、議事の公開につきましては、本日の会議は報道関係の方々にも傍聴いただいておりますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、今年2月及び3月に社会資本整備審議会及び交通政策審議会の改選がございましたので、初めに、今回新たに委員にご就任いただきました先生のご紹介をさせていただきます。矢ヶ崎紀子委員でございます。

**【矢ヶ崎委員】** 首都大学東京の矢ヶ崎です。よろしくお願いいたします。

**【堤専門官】** ありがとうございます。

また、矢ヶ崎委員のほか、金本良嗣委員、また藤井一也委員が新しく委員としてご就任をいただいておりますけれども、本日はご都合により欠席となっておりますので、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

それでは、早速議事に入りますが、今回は、改選後初めての部会となりますので、社会資本整備審議会令第7条第4項及び交通政策審議会令第7条第3項に基づきまして、計画部会長の互選をいただきたいと思います。

どなたか、ご推薦いただける方いらっしゃいませんか。

家田委員、よろしくお願いいたします。

**【家田委員】** 学識、それから経験ともに大変にご豊富でいらっしゃいますし、また、

このたびの重点計画の取りまとめも労をとっていただいた福岡先生にやっていただいたらどうかと思います。

**【堤専門官】** ほかに、ご推薦はございませんでしょうか。

それでは、福岡委員に引き続き計画部会長をお願いするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり、拍手)

**【堤専門官】** ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきまして、福岡部会長にお願いしたいと存じます。先生、よろしく願いいたします。

**【福岡部会長】** ただいま、委員の皆様の互選によりまして、計画部会長ということで選任されましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

この計画部会というのは、交通政策審議会、社会資本整備審議会両方の合同の計画部会でもあり、大変重要な役割を担っているということは、もう皆さんご承知のことですので、改めて申し上げるつもりはありませんが、既に社会資本整備重点計画第3次の重点計画は平成24年からスタートしております。この社会資本整備重点計画というものは、大変広い範囲をカバーして、しかも総合的で分野横断的な特徴を持っております。

そのような重点計画を実効力のあるものにするためには、重点計画のフォローアップというものが、これから重要になると考えています。また、いろいろと今後の中期・長期にわたる重点計画というもののあり方、考え方、それから今後ずっと続くであろう社会資本整備重点計画のあり方論、そういったものにつきまして、広い専門性で集まられている委員の皆様の立場で活発に議論をいただきまして、社会資本整備の重点計画をより深いものにしていきたいと思います。

どうぞ、よろしくご指導をお願いします。

それでは、議事に入ります前に、まず西脇総合政策局長からご挨拶をいただきます。

**【西脇総合政策局長】** 総合政策局長の西脇でございます。2月1日から局長を仰せつかっております。よろしく願いしたいと思います。

まず、委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それからまた、今、部会長からございましたけれども、今年の夏の第3次の計画の取りまとめに当たりまして、非常に熱心、活発な議論をいただいたと、私、聞いておりますので、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それから、部会長、引き続き、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年末に安倍内閣が発足いたしましたして、経済再生ですとか、東北の復興、それから防災・減災を含みます危機管理とか、そういうものを優先課題とするということで内閣がスタートしておりますが、例えば経済再生でも、特に2番目の財政政策では、かなり防災・減災を中心に国土交通省なかんづく社会資本整備の役割が大きかったところがございますし、復興も、復興が実感できるということで、特にまちづくりとか住宅再建に大分ウエートが移りつつありまして、そこでも社会資本整備の役割は大きいということも考えております。

特に昨年の重点計画策定後、何と言いましても大きかったことは、中央道の笹子トンネルの天井板の落下事故がございまして、それを契機に、もともと重点計画の中でも強く意識した問題ではあったのですけれども、老朽化対策というのがいろいろな場面で議論されるようになりまして、審議会でも、今後の社会資本の維持管理更新のあり方についてということで中間答申を取りまとめたいただき、我々それと並行して、省内に大臣をトップとする会議を設けて施策をまとめたところがございます、そのような動きがございます。

それから、昨日は確か最終報告があったと思ひますが、南海トラフ等の巨大地震の被害想定も出てきております。いずれ首都直下の話にも、また具体化してくると思ひますので、そういう意味で、大臣がたびたび国会でも答弁しておりますけれども、国民の命を守る防災・減災・老朽化対策というものに軸足を置いて、社会資本整備を進めていくということになっていると思ひております。

今日の計画部会におきましては、今、部会長から話がございましたように、今の計画の実効性を確保するというだけでも当然でございますし、次の計画の策定につなげていくということで、フォローアップについて、ぜひご議論をいただきたいと思ひております。

ぜひごつくばらんに忌憚のないご意見を賜ればと思ひておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

**【堤専門官】** それでは、これより先、カメラの撮影等ご遠慮いただきたいと思ひますので、報道陣の方々はよろしくお願ひいたします。

(報道退室)

**【福岡部会長】** それでは議事に入ります。前回の計画部会の開催から1年近くが経過しておりますので、まず本日は、最近の社会資本整備を取り巻く状況の変化と、これに対する政府や国土交通省の取組について、最近のトピックスを踏まえて事務局から説明して

もらいたいと思います。

また、前回の計画部会では、社会資本整備重点計画のフォローアップの方法について検討する、フォローアップワーキングチームの設置についてご了承いただきました。ワーキングチームの委員の選任については、私に一任していただいておりますので、昨年11月末と、本年1月の2回にわたって数名の委員にお集まりいただき、重点計画のフォローアップの進め方についてご議論をいただきました。本日は、その内容を踏まえて、修正をした案を事務局から説明してもらいたいと思います。

それでは、まずは最近の社会資本整備を取り巻く状況の変化と、これに対する政府や国土交通省の取組について、事務局より説明を求めます。

【中原参事官】 事務局の参事官をしております中原と申します。座ってご説明させていただきますと思います。

資料1の社会資本整備を取り巻く最近の動きという資料をご覧ください。1枚めくっていただきますと、「目次」とございます。この資料では、目次で1、2、3、4と分けていますが、その2ページに第3次社会資本整備重点計画の全体像の資料がございます。その重点目標の1、2、3、4ごとに、それぞれに関連する主な出来事を重点目標ごとにご紹介したいと思います。

1枚めくっていただきますと、まず1つ目の大規模・広域的な災害リスクの低減に係る最近の動きということでございます。4ページですけれども、まず、津波防災地域づくりに関する法律が平成23年に成立いたしましたので、その取組状況が進んでまいりましたので、そのご紹介でございます。1つは、この法律で都道府県知事が津波浸水想定を、まず設定することになっておりますけれども、②のところを書いておりますように、平成25年の4月にまとめて5県で設定されまして、合計10県において、この津波浸水想定ということが設定されました。まずこれが設定されないと、ほかの手續に進みませんので、まず10県でこれが設定されたところまでできていまして、その後、市町村が推進計画を作成することになっておりますけれども、今年度中にはどこか市町村で推進計画を作成できるように、こちらとしても市町村の支援を進めていきたいと考えておりまして、具体的に今、支援しているところでございます。

また、⑤にありますように、都道府県知事が津波災害特別警戒区域を指定できることになっていまして、ここでも今、具体的な県で指定しようかという動きがありますので、これも今年度内に指定ができるように支援をしているところでございます。

また、これ以外に、ここに書いておりませんが、この法律の中で一団地の津波防災拠点市街地形成施設という制度がありまして、これについては、9つの地区で都市計画決定がなされているところでございます。

1枚めくっていただきますと、この津波防災地域づくりのイメージ図がございまして、今申し上げたような津波災害警戒区域と言いますのは、このイエローゾーンのような、こういう区域を設定するというところでございます。

それから、6ページ、7ページには、各県で津波浸水想定を実際設定した例の紹介を、10県全部ではないのですけれども、代表的なところを4つピックアップして紹介させていただいておりますけれども、詳細については、時間の関係で省略させていただきます。

次、8ページでございます。南海トラフ巨大地震による被害想定。先ほど、局長の冒頭のご挨拶でもありましたけれども、昨日、南海トラフ巨大地震による被害想定最終報告が出たばかりでございます。それによりますと、このペーパーにある被害想定額自体は変わっておりませんが、総額220兆という巨額な被害想定が出ております。

一方で、これに呼応する形で、国会でも南海トラフの法案を議員立法で進めようという動きが本格化しておりまして、昨日5月28日に、自民、公明の与党PTで概ねこの法案が了承されたところでございまして、おそらく来週中に党内の手続を経て、6月上旬ぐらいには国会に提出される動きになっているところでございます。

それから、1ページめくっていただきまして、9ページですけれども、港湾法の一部を改正する法律案を、今国会に国土交通省から提出しておりまして、この中で1つは、法案の概要というところの3つ目の四角を見ていただきますと、後ほど4番目のところで維持修繕の関係についてご説明しますが、1つここで点検方法等の明確化というような、維持修繕、更新関係の流れを受けた施策を、ここで1つやっております。

それから、目標の1のところに対応することとして、一番上の緊急確保航路の指定とございまして、これは非常災害時において、港湾の機能を維持するという観点から、国土交通大臣が漂流物の除去等を行える航路を指定するという制度を新たに設けたところでございまして、これは今国会で先日、国土交通委員会で審議されて可決させていただいたところでございます。

それから次のページ、10ページですけれども、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律でございまして、これも今国会に国土交通省から出している法案でございまして、主な内容としましては、2の耐震改修促進法の改正の概要のところの(1)

で、まず耐震診断の義務化と、その結果の公表とございます。これは病院とかホテル、旅館みたいに不特定多数の者が利用する建築物とか、あと、学校とか老人ホームのような避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なものについては耐震診断を義務付ける。それでその結果を公表する。それが平成27年度末までに行うということとございます。それ以外にも、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、地方公共団体が指定する時期までにその診断を義務化して、結果を公表するということになっておりまして、それ以外にも庁舎、避難所等の防災拠点建築物についても、それを行うということになっております。

1枚めくっていただきますと、この法案の続きとございますが、義務化をするもう一面として、義務化するかわりに支援措置を拡充しておりまして、参考というところにありますけれども、平成24年度の補正予算で、例えば住宅の改修、建てかえ等に対する緊急支援として1戸当たり30万円を追加支援しております。それから密集市街地や津波・浸水想定区域等に係る避難路沿道建築物について、補助率をかさ上げしている。あと、平成25年度予算でも耐震診断について、緊急支援の場合の補助率をかさ上げ、3分の1から2分の1にかさ上げしておりまして、耐震改修についても同様にかさ上げしているところでございます。

その下に、税制改正においても、促進税制を拡充しているところでございます。

それから12ページでございますけれども、災害時の行動計画に基づく広域防災訓練の実施ということで、今年の2月7日に大規模に行われた訓練の概要でございます。

1ページめくっていただきますと、災害時の道路啓開とか航路啓開等の連携のオペレーション計画の作成ということも、これは中部の例ですけれども、このような計画の作成等を行っているところでございます。

続いて14ページからが国土強靱化に向けた検討ということで、国土強靱化についての検討を、今、政府でも進めているところでして、1ページめくっていただきますと、15ページにこれまでの主な動きとスケジュールが載っておりますけれども、ちょうど直近で5月24日に一番下を書いておりますように、国土の強靱化に向けた当面の対応について懇談会でまとめて、5月28日に当面の対応を決定しているところでございまして、国土強靱化の検討範囲としては、次の16ページの図を見ていただきますと、社会資本整備重点計画も下に載っておりますけれども、その他、国土形成計画や防災基本計画など、全てに横断的にナショナル・レジリエンスの検討範囲が及んでおりまして、一応全ての計画に

ついて関わってくるということを、この図に表しているところでございます。

次のページの17ページでございますけれども、国土強靱化の流れとしては、今、政府部内ではStep 2の脆弱性の評価について、内閣を中心に各省に脆弱性の評価についての資料を出させて、調整しているところでございます。

1の項目については以上です。

それから2番目の重点目標の産業・経済基盤や国際競争力の強化に係る最近の動きでございます。1ページめくっていただきまして、19ページでございますけれども、首都圏の3環状道路の整備状況でございます。今年になって、かなり供用開始する部分がございます。海老名インターチェンジと、相模原愛川インターチェンジ区間が3月30日に供用開始しまして、あと、茅ヶ崎ジャンクションと寒川北インターチェンジは4月14日、それから右側の木更津東インターチェンジと東金インターチェンジ・ジャンクション4月27日と、次々に供用開始してきておりまして、そのほかの部分についても平成25年度、平成26年度等に相次いで開通予定のところがございます。

1ページ下の20ページに、諸外国の主要都市との縮尺を合わせた比較がございまして、これまでかなりおくれておりまして、今もまだいろいろ寸断されているわけですが、あともう少し経つと、かなりこれが完成してくる状況というのが見てお分かりいただけるのではないかと思います。

21ページですけれども、3環状のうち、圏央道についての整備効果についてご紹介する資料ですけれども、圏央道沿線の新規工場立地が全国の3倍のペースで伸びているということで、こういう首都圏の3環状の開通の効果というのは経済的にも非常に大きいということが表れていると思います。

22ページですけれども、今度は空港でして、首都圏の成田、羽田の空港ですけれども、今、発着回数を段階的に増やしてございまして、現状では年間68万回、最終形は74.7万回まで増える予定でございます。これによって都市間競争力、観光面も含めて非常に強化していくということを見込んでおります。

それから1ページめくっていただきまして、こちらは関西国際空港の取組の例でございますけれども、関空はLCCの拠点として、それから物流の面でも米国のフェデックス社の北太平洋地区のハブとしての位置づけを仁川と競争していたわけですが、関空が勝って、ハブ空港になっている。そのターミナルも来年の4月に専用ターミナルができる予定でございます。関空の需要が、そういうことで近年どんどん右肩上がり伸びている

というのが、この右の真ん中の四角の中で見てとれると思います。こういうふうに空港のほうでも国際競争力強化の点で、非常に今、取組を進めているということでございます。

それから次の24ページですけれども、LCCについてご紹介していますけれども、全日空やJALが大株主になっているピーチとかエアアジア、ジェットスター・ジャパンと3社ございますけれども、実績を非常に伸ばしてしまして、LCC全体でも右側の四角の中で見ると、関空、成田発着とも、非常にLCCがぼんと乗ってきて全体の発着が増えていくということでございますし、一番下の四角の中で、成田と関空においては専用ターミナルを整備することによって、さらに使いやすいような取組を進めているということでございます。

25ページですけれども、今、この国会に国管理空港にPFIのコンセッション等を入れられるようにする法律案を提出しているところでございます。この法案が成立しますと、ここにありますように、もともと現状では滑走路を国が運営して、空港ビルについては民間が運営して、別々になっている。例えば滑走路については非常に赤字だけれども、空ビルのほうは非常に黒字になっている場合とか、そういうのがありますので、それを右にありますように空港と空港関連企業との経営一体化を図ったり、それから真ん中にありますように、コンセッション等によって民間の資金やノウハウ、経営能力を活用していく。それから左にありますように地域特性とニーズに対応した個別空港ごとの経営を行うということで、そういうことを国管理空港について進めるという法律を、今、国会でお願いしているところでございます。

それから、下の26ページですけれども、コンセッションや何かの仕組みとしては、いわゆる公共施設等運営権制度と、そして平成23年のPFI法改正で創設された制度でございまして、底地等を国とか地方自治体に留保したまま、その上の運営権を物件として明確化した上で、その事業者売却できるような制度を導入したところでございまして、関空、伊丹については特別法で既にコンセッションの対象とされていますけれども、先ほど説明した国管理空港等の法律案が通りますと、全国の国管理空港についても、この制度が利用できるよくなるということでございます。

それから1ページめくっていただきますと、27ページですけれども、インフラファンド、これもPFI法をこの国会に内閣府から提出している法律で、インフラファンドの導入を内容とする改正を出しているところでございます。一応、今年度100億円の出資の予算をつけておりまして、さらに融資については政府保証3,000億の規模で予算がつい

ておりますので、これが成立しましたら、明日ちょうど内閣委員会で審議予定でございますけれども、成立すると、こういうことが実行できるようになるということでございます。

下は、今度次のページは港湾運営改革でございまして、これは国際コンテナ戦略港湾とすることを、京浜港と阪神港を選んでやっているわけですが、平成24年に横浜港と大阪港、神戸港において、港湾運営会社というものを指定してございまして、今後、東京港においても指定する予定ですが、運営会社は国と、それから会社と港湾管理者が一体になって、一元的・効率的な港湾運営を行うことによって業務効率を上げるという内容の民営化を図っているところでございます。

1ページめくっていただきますと、インフラのシステム輸出戦略。インフラの国内での取組、それをシステムとして、パッケージとしてインフラの需要がこれからも非常に旺盛なアジアや、アフリカや中近東を含めて輸出していこうという取組でございまして、具体的施策という右側のほうではトップセールスということで、先日も安倍総理、ロシア等々訪問をしていただきましたけれども、トップセールスを強化したり、あと、川上から川下まで一貫した取組を支援したり、あと、法制度等が整っていない国に行って、法制度等のビジネス環境整備を率先して行う。その後、日本が出ていきやすいようにするというような取組も進めているところでございます。

次のページには地域ごとのいろいろな特徴とか戦略についてもご紹介しているところでございますが、省略させていただきます。

次の31ページですが、国ごとにどういう海外プロジェクトが国交省関係であるかということでございまして、ベトナム、インドネシア、インド等の枠が非常に大きくなってございますけれども、かなり旺盛なインフラ需要があつて、こういう対応を今進めているということでございます。

その具体的な例が幾つか次のページにあります。32ページはブラジルの高速鉄道の計画でして、これは総額1.66兆円で、第1段階、第2段階で分かれていますけれども、第1段階のオペレーションの事業体を決める入札というのが、この8月にございます。そこに三井物産、三菱重工、日立、東芝の日本連合が入札する予定になっているところでございます。

それから33ページですが、これはベトナムにおける海外インフラの展開の例でございまして、これは高速道路について、どんどんNEXCO中日本が取組を進めているところでございます。

競争力関係は以上でございます。

それから3番目の持続可能で活力ある国土・地域づくりに関連しては、35ページで都市の低炭素化の促進に関する法律がございます。ここではいろいろな低炭素化の支援措置を図っているわけございまして、例えば都市機能の集約化のところでは、市町村長の認定した民間事業に社会資本整備交付金で支援したり、それから駐車場も附置義務が一つ一つの建物にあるわけですけれども、それをまとめた駐車場でもいいようなこととして、少しでも低炭素になる、そういういろいろな措置を講じているところでございます。

それから36ページはバリアフリー化に関する調査報告書がありましたので、そのご紹介ですので省略させていただきます。

37ページ、38ページは、37ページは平成24年、昨年、京都の亀岡市等で登下校中の児童が巻き込まれる大きな交通事故が発生して社会問題化したことを受けて、通学路の緊急合同点検を実施したところございまして、昨年の11月30日現在で対策必要箇所が、ここにありますように7万4,000カ所に上っております。その対策の実施を進めているところでございますが、38ページがその具体的な1つの例で、和歌山市において交通安全対策を具体的に進めている例のご紹介でございます。

それから39ページが、最後の4番目の社会資本の的確な維持管理・更新に係る最近の動きということでございます。40ページに、先ほどもちょっと話が出ておりました笹子トンネルの天井板落下事故の概要ということで、昨年の12月2日に中央自動車道の上りの笹子トンネル内でトンネル天井板が落下いたしまして、死者9名、そして負傷者2名という大惨事になった事故でございます。

それで、これについては笹子トンネル調査検討委員会というものをつくって原因究明をしておりまして、昨日も開催されて、来月には報告書が取りまとめられる予定と聞いております。1ページめくっていただきますと、これを受けて全国の同じような天井板を有するトンネルについて、緊急点検を昨年12月に実施しておりまして、それによりますと、笹子トンネル以外で59トンネル、同じような構造のトンネルがあつて、そのうち16トンネルで不具合が確認されたのですけれども、安全上大きな問題はなかつたと。速やかに補修によって必要な措置を実施したというところでございます。

あと、中央道の笹子トンネルについても改めて点検いたしまして、事故のあつた上り線について、例えばアンカーボルトは1万1,000余の箇所がありますけれども、そのうち1,028カ所で不具合があつたということでございます。

それから42ページ、トンネル内の道路附属物について、例えば天井板以外に照明とか標識とか、ジェットファンとかいろいろついておりますので、そういうものについても一斉点検をしたところでございます。その結果が、下のような点検結果として出ているところでございます。

次のページでは鉄道施設についても老朽化対策を、これを受けて緊急点検を実施したり、あるいは補正予算で中小の業者が保有する鉄道施設についても補助を実施しているところでございます。

44ページに行って、上越新幹線の大清水トンネルの中でモルタルの剥落事象が発生いたしまして、これは今年の1月18日でございます、それに対する対応についての資料を載せさせていただきました。

それから45ページ、高架橋コンクリートの剥落が、これは東北新幹線の高架橋脇の畑にコンクリート片が落ちた事故でございます、これについても緊急点検等で対応しているところでございます。

それから46ページですけれども、道路法等の一部を改正する法律案を、この国会に提出しております、そのうちの大きい法案の概要の1つとしては、道路構造物の予防保全・老朽化対策。まさに老朽化のためにこの法律案を出しております、点検実施の明確化とか、大規模構造物を対象とした国交大臣による修繕・改築の代行とかの規定を置いております。それから大型車両の通行の適正化を図る法案。

一方で、2のところでは道路の防災・減災対策の強化。無電柱化促進のための無利子貸付制度の創設等を内容とした改正でして、これも昨日の参議院の国交委で可決されたところでございます。

それから1ページめくっていただきますと、水防法及び河川法の一部を改正する法律案でございます、これも、例えば真ん中の赤い色のところで、河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保という、老朽化対策がやはりこの法律の1つの大きな柱になっております、河川法には道路法などと違って、これまで維持修繕等の基準が規定上なかったものですから、今回それを規定上整理しております。

それから、次の48ページですけれども、笹子トンネル等の事象を受けて、国土交通省内に国土交通大臣をトップとして社会資本の老朽化対策会議というものを今年の1月に設置いたしました。そこでいろいろな審議をして、この3月に老朽化対策の全体像についてスケジュールを明確にした工程表をまとめたところでございます。その体制強化のために

社会資本老朽化対策推進室という、事務次官ヘッダの推進室を省内に設置したところがございます。

具体的な対策ですけれども、次の49ページに概要というか、まずここではどんな課題があるか、それに対してどんな方向性を打ち出しているかということをもとめておりました、課題のほうで見てみますと、1つはしっかりと点検・診断を行うということで、総点検の実施、基準マニュアル等の改善、運用ということで、総点検を各インフラ分野で進めたり、基準マニュアルを、先ほどの河川法の例にもありますけれども、ないところについてはきちんと整備して、マニュアルや何かまで内容的にもきちんと整備していく。

それから2番目に、情報の管理について、施設状況のデータを整備、蓄積して、さらには共用化や利活用を図っていく。それから維持管理・更新費の推計。どのくらい将来かかってくるかということが分からないと、なかなか戦略が立てられませんので、それを推計していく。

3番目に維持管理・更新についての新技術導入。まず既存技術の活用が不十分なところがありましたので、それを改善し、新技術開発自体も進めていく。

それから4番目、予算・制度等ですけれども、安定的な予算の確保が必要になると、人材の確保・育成とか、入札契約制度、PFI、PPPの活用等の課題がございます。

それから法令等については、先ほどご紹介したような対応をしているところがございます。

最後に、長寿命化計画等の策定とありまして、それを進めていく。重点計画の4のところの指標でも、これがございます。

次のページですけれども、今申し上げました各取組について概要をそれぞれ記載しております、例えば点検については、トンネル内の附属物については、昨年度内に緊急点検をほとんど終了させたと。それから今年度は人命に影響の強いところとかを優先施設として、優先施設の集中点検を年度内に行うということをやっているところがございます。

それから、一番下の箱では、既存技術の活用、新技術の導入というところで、非破壊検査技術等の試行的な導入とか、ニーズを踏まえた先端技術の適用性の検討、実証実験をするということがございます。

1ページめくっていただきますと、予算としては、補正で防災・安全交付金を創設したりしております。それから体制としては、地方整備局の体制整備をやったり、基準・マニュアルをつくって地方公共団体に参考に提供する等の取組をしたり、入札の関係者を複数

年契約とか、地域維持型契約のさらなる活用を進めているところでございます。

最後、長寿命化計画についても、策定対象拡大とか、先ほどの防災・安全交付金を活用した策定率の向上を図っているところでございます。

長寿命化計画につきましては、諮問会議とか産業競争力会議の中でも、安倍総理からも長寿命化計画をきちんと進めるようにということをおっしゃっておりますので、これから取組をさらに強化していくということになると思います。

次の52ページですけれども、ここに今、申し上げたいいろいろな論点ごとの対策をタイムスケジュールにしていまして、今年度内、平成26年3月末までにやるものとか、来年度になるものと、平成27年の3月末以降、すなわち平成27年度からは全てのここに書いてあることは一応きちんと終わった上で、通常の本格的なPDCAサイクルに移行していくということを示しております。

それから次のページが、参考に社会資本メンテナンス戦略小委員会で、計画部会の委員であります家田先生をヘッドに、このほど答申をまとめられた内容をご紹介します。これは昨年、今後の維持管理・更新のあり方について、国土交通大臣が諮問したことを受けて設置されたものでして、54ページに主な内容がございます。

あと、資料にはございませんけれども、最後に1つだけご紹介させていただきます。昨日、経済財政諮問会議が開かれまして、その場で太田国土交通大臣から、これまでの総理のいろいろなご下問に答える形で、民間議員のペーパーでも、例えば新たなグランドデザインを策定しなさいとか、選択と集中の徹底実行とか、新しくつくることから賢く使うことへというようなことが提言されていましてけれども、総理からも、限られた予算の中で真に必要な公共サービスの効率的、効果的な供給とか、地域が地域自らの公共事業とソフト施策をパッケージ化する地域戦略の仕組みづくりについて検討してくださいというような発言がありまして、それを受けて、社会資本整備の進め方について、社会資本整備の基本方針を取りまとめたいと。国土交通大臣は、今年をメンテナンス元年と常々申しております、今年がメンテナンス元年ですので、今年中に社会資本整備の基本方針を取りまとめるということを、昨日の諮問会議で総理に対して申し上げているところでございます。

これを、これから進めていくことになるというご紹介です。主な動きとしては、以上でございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

社会資本整備を取り巻く、この1年間の大きな動きが十分わかるような資料をつくって

いただきまして、ありがとうございました。

それでは、この資料1に基づきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。たくさん委員がいらっしやいますので、ご意見のある方は名札を立ててください。

それでは、勝間委員からお願いします。

**【勝間委員】** 大きな質問からまいります。老朽化対策の予算配分は、今後だんだん大きくなってくると思われますが、こちらは何かさまざまな計画を立てられても、予算の配分が追いつかない可能性があると思うのですけれども、予算配分のフォーミュラ自身を見直すような見直しというのは入っているのでしょうか。ただし、計画はたくさん出てきて、これからいろいろないい計画が出てくると思うのですけれども、予算が足りなくなるというのが一番心配ですので、新規と老朽化対策に対する全体的な基盤のケアみたいな、お金立ての部分があるのか、ないのか。あるのだったら、どんな感じなのか教えてください。

2つ目として、ちょっと毛色の違う話なのですけれども、気候変動リスクに関して、災害リスクその他に関して出てきていますけれども、国レベルで温暖化は随分いろいろなリスク計量がなされていますが、寒冷化も含めた温暖化以外の気候変動リスクというのは、レジリエンスの中でどこまで検討されているのでしょうか。

3点目が、これはすごい細かい質問です。10県、今、津波対策が計画されていますけれども、高リスク県はもともと分母が何県あるのですか。それで10県というのは、日本における高リスク津波県のうちの大体どのくらいのカバレッジになっているのか。多分海に接している県が、おそらくざっくり三十幾つとかだと思ふのですけれども、この三十幾つ全部が高リスク県とは思いませんから、高リスク県が何県あって、そのうち大体カバレッジとして何県できているのかということ。

最後が、またこれも細かいことですが、LCCの支援策、非常におもしろいのですけれども、LCCの場合ボトルネックになるのが、LCCに乗るための成田や関空に行くためのアクセスなのですけれども、そのアクセスの何か支援策というのはあるのでしょうか。

以上4点になります。

**【福岡部会長】** それでは、それぞれの関係する部局からの回答を含めまして、よろしくお願ひします。

**【中原参事官】** 1点目の予算のフォーミュラと言うか、今後、維持管理・更新費増えていくではないかと、それでどうしていくかということは、ご指摘のように非常に重要な

問題でございまして、それもあって、ご紹介させていただいた将来推計ということがプログラムに入っているところなのですけれども、将来推計については今、まさに先ほどご紹介した、社会資本メンテナンス小委においても主要な課題として、家田先生のところでご議論いただいているところございまして、今、そういう意味では将来の推計がどうなるかということ、まさに検討しているところでございます。

**【勝間委員】** 将来設計って、ボトムアップじゃないですか。イメージはトップダウン系なのです。結局、全予算の中の何割を、それまでだとボトムアップからもう一度計算できるということになりますか。それがもちろんないと、結局トップに何割配分ができるというのは言えないのですけれども。

**【中原参事官】** 一応、今もう既にあるインフラについては、どういうふうに管理していくかというか、それについては維持管理費が、当然所要のものとしてかかってきていますので、その辺について、あと更新を含めて、将来どういうふうになっていくかということ、実態としてほんとうに幾らかかるかも、まず推計してみないことには、なかなか次のステップに進めないで、それを急いで今、検討しているところです。

それも含めて、最後にご紹介した基本方針というのも年内にはまとめようと思っておりますので、どういうふうにそういうことを総合して戦略としてやっていくべきかということ、をまとめていきたいと。

**【勝間委員】** ありがとうございます。おそらく今、予定されている予算よりかなり多いのではないかと私の予想なので、そういう多い予算をどう持ってくるのかというのは、家田先生なんか悩まれている点だと思いますけれども、そこについてぜひお願いします。

**【西脇総合政策局長】** 1点だけ補足。今、漠然と維持管理・更新と言っているのですが、維持管理というのは、今の状態でもやっているわけです。更新というのは、壊れた究極の姿で直す。これが莫大に将来なるのではないかとやっているのですが、実際まだそんなに足元は出ていないのです。これをどういうふうに更新をするのかということで、なるべく長く使うようにすれば、当然更新はあると。

だから、実際維持管理と更新とまとめて言っているのですが、要素に分けてやっていく。維持管理費は絶対かかるのですけれども、それが急激に増えるかと言うと、ストックは今そんなに積み上がっていかないで、現に足元もかなりかけているので、冷静に分析を今、しようとしていまして、かかることは確かなのです。ただ、それをどれぐらいのベースで更新をしていくとかいうところに、かなり長期の推計が大きく影響するというところで

ご理解いただければ。

【中原参事官】 津波の高リスクが何県あるか、カバレッジはということなのですが、一応津波の危険は、先ほど南海トラフの例とかも示しましたけれども、それぞれ日本海側で起こる地震というのも想定されますし、震源域によっていろいろあるものですから、概念的には全ての都道府県が津波の危険があると考えられていますので、全部の都道府県のうちの幾つかというわけではなくて、全ての都道府県が対象。まず、対象はそうです。

【勝間委員】 ごめんなさい。海に接している全ての都道府県ですよ。

【中原参事官】 すみません。当然、海に接している全ての都道府県。

それと、最初冒頭で紹介しました津波防災地域づくりの法律ですが、その法律に基づく津波浸水想定が10県ということなのですが、これ以外にいろいろな法律や、個別法で南海トラフの法律というのも紹介いたしましたけれども、その前身に東南海・南海地震というものもありますので、いろいろな法律でいろいろな取組は既に進めつつある中で、さらにこの新しい法律でも取組を進めていくというような、重層的になっていると理解していただければありがたいと思います。

【勝間委員】 繰り返しになりますが、そうしますと、内陸県を調べたら8県ぐらいらしいのですが、そうすると47引く8で39あるはずなのです。残りは順次出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

【中原参事官】 こちらとしては、この法律を所管している立場からは、随時どっどっほかの県でも策定を進めていただこうと支援しているところでございます。

【勝間委員】 いつぐらいまでにやるのですか。

【中原参事官】 そこは、もう一刻も早く策定していただきたいとは思っていますけれども、強制できるものでもないものですから、促す取組をずっと続けていると。

【勝間委員】 ぜひお願いします。やっぱりその温度差が一番気になりますので。

【中原参事官】 あと、LCC関空のアクセスのご質問もありましたけれども、LCCの関空アクセスについては、これまでも大阪の中心部とのいろいろな議論がこれまでもあって、具体的に今、こういう結論をソリューションとして進めているという決まったソリューションが決定されているわけではないのですが、今、構想としてはいろいろなものが出ているという段階です。

【勝間委員】 ぜひ推進をお願いします。LCCに乗ろうとしても、LCCに乗るまで

がお金も時間もかかってしまうので。

すみません、気候変動の温暖化以外、例えば寒冷化その他のリスクに対する対応です。

【山本環境政策課長】 寒冷化のご指摘でございますけれども、まず気温でございますけれども、こちらについては政府全体としましては、今年度はいろいろ予測とか評価方法の策定に取り組む形になっておりまして、来年度以降、基本計画を策定するという流れになっておりますが、すみません、寒冷については、ちょっと今、政府でどういった議論がなされているか承知しておりません。また調べた上で、ご回答申し上げたいと思います。

【勝間委員】 要は、温暖化一本やりなどが危険だということの指摘だけです。ありがとうございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

次のメインの議論をして、さらにもう一度これについてお伺いするということにさせていただきます。

それでは続いて、重点計画のフォローアップに関するこれまでの議論の概要と、それを踏まえた今後の進め方について、事務局より説明を求めます。

【中原参事官】 それでは資料2をごらんいただきたいと思います。社会資本整備重点計画のフォローアップの進め方に関するこれまでの議論ということで、1枚めくっていただきますと、社会資本整備重点計画のフォローアップの進め方ということで、昨年7月20日、前回の計画部会において決定いただいたペーパーでございます。これの中では計画の実効性の確保と、次期重点計画策定、現行重点計画の見直しへの展開ということがフォローアップの意義・目的として大きな2つの柱として掲げられております。

下の工程表というか、図を見ていただきますと、平成24年度中にフォローアップ対象の設定とか、実施方針、実施計画の検討とありますけれども、これは既にちょっとずれてきてしまっておりますけれども、その上で平成25年から平成27年度にかけてフォローアップを実施すると。一番右のほうにピンクでございますけれども、平成27年度に入りますと、次の次期重点計画の策定に向けた方向性の検討に入ろうと。その後、次期社会資本整備重点計画を策定していくというような大まかな工程を書いておりまして、平成25年度、平成26年度というのは、フォローアップの実施を主にやっていくようなイメージで書かれております。

1枚めくっていただきますと、昨年7月20日の計画部会で出た意見と、それから先ほ

ど冒頭に福岡部会長からもご紹介がありましたように、フォローアップのワーキング・グループをつくっていただいて、そこで過去2回にわたってご議論いただきました。そこで出た意見をあわせて、主なものをここにカテゴリーごとにピックアップしてみました。

まず1つ目は、対象を絞る。対象を絞ってフォローアップを実施してはどうかというご意見が多かったということをごさしまして、1つ代表的なテーマをサンプルとして取り上げて、課題を探していくのがよいのではないかと。絞り込まないと無理と。かなりの指標の数、68ありますので、絞り込まないと無理であろうと。それから委員会としてはわからない部分が多いので、やりながらトレーニングしていくということも大事だと。それから、細かい検討内容まで議論するのは、時間的にも無理ではないかということで、対象を絞るというご意見が1つありました。

それから2番目には、施策の過程などもあわせて確認していく必要があるのではないかとということで、達成状況の報告だけではなくて、施策の方向性をチェックすることが必要ではないかとか、あと、社会経済状況の変化（外的要因）を踏まえたフォローアップとすることが必要ではないかと。それから達成に向けて順調に指標や何かの進捗がいいというようなものについても、詳細な分析が必要であると。さらに前倒しできるのではないかと。それから、それ以外にも、例えばインプット、アウトプット、アウトカムの関係を整理する必要があるのではないかと、そういう意見がございました。

それから次に、分野間の連携とか、分科会での議論というのを集約してはどうかということで、社会資本整備審議会等には、ほかの分科会とかございます。それで、ほかで例えば道路に関するものは道路分科会でやればいいじゃないかとか、そういうあれがあるかもしれないので、ほかでやりようがないような連携ものというのは、やはり計画部会でやる必要があるのかなというようなご意見とか、あと、計画部会では各局で考えた改良案を提示してもらって、指標の一つ一つを議論するのは困難。分科会での議論を集めて進捗状況を集めていく仕組みということが必要ではないか。それ以外にも、連携ということについてはどういう指標で評価するか、非常に難しい問題ですねということとか、新幹線か飛行機かみたいなレベルまでフォローアップする努力が必要ではないかというようなご意見もございました。

それから4番目は、フォローアップを通じて指標の妥当性を再検討することが必要ということで、達成状況を検証する上で、妥当な指標かどうかということの再検討が必要だと。それから、データの読み方、集め方、共有の仕方、精度を含めて考えることが必要で、5

年の中で整理していくことが重要と。指標は目的にあっているか、解像度、誤差、感度、因果関係性等の視点が重要と。アウトカム指標の設定が困難な部分を洗い出して、代替案を議論してはどうかと。重点計画である以上は、分野横断的な視点が必要ではないか。重点目標ごとなど、重点目標一つ一つを総合的に、例えば重点目標の4としていいのか悪いのかということを経済的に評価するような指標の設定というのを考えないといけないのではないかと。

最後に、次期計画策定を見据えて、計画の体系や議論の進め方を検討してはどうかということ、フォローアップは次期計画のつくり方を念頭に置いて、適切な労力でフォローアップ結果を次期計画に反映できる仕組み、方法を考えるべき。それから、国家戦略と地方戦略の双方の視点から達成状況を把握することが必要と。

ほかにもいろいろなご意見はいただいておりますけれども、大きく概略を集めると、主な意見はこういうご意見をいただいております。こういう意見を踏まえた上で、資料3をご覧くださいませでしょうか。

資料3が、こういうご意見を踏まえて社会資本整備重点計画をこれからどういうふうフォローアップしていけばいいかという、フォローアップの取組（案）でございます。目的としましては、重点計画のフォローアップは、重点目標を達成するために必要な事業・施策を着実に推進する上での課題を明らかにして、改善策を検討するほか、社会や時代の要請の変化をいち早く捉え、次期計画の策定等へ活用することを目的とするということございまして、肝心の取組内容のところにつきましては、全てを網羅的、詳細に評価するというのは、先ほどの意見でも物理的に困難ではないかということございまして、効率的、効果的に審議を進める必要があると。

このためですけれども、平成25年度は重点目標の4の社会資本的的確な維持管理・更新を行うという、重点目標4にテーマを絞った上で試行的に実施することとして、以下の取組を進めると。重点目標4に絞る理由の1つとしては、その前に書いておりますように、この重点計画策定の段階では、実はこの重点目標4に関する実態の数字が極めて少なかったというような事情がありまして、そういうこともあって、今、指標が実質的には長寿命化計画の策定率を100%にするという指標しか実質ないような、大きい重点目標であるにもかかわらず、そういう状況になっています。重点計画をつくった後、先ほど資料1でご説明したような笹子トンネルをはじめとして、あと、当面講ずべき措置を国交省で発表するとか、大きな事象がその後生じてきましたので、そういうのを踏まえて、重点目標4

に絞ったらどうかというご提案でございます。

その下ですけれども、フォローアップは①、②、③と総論的な観点を入れておきまして、①で、与えられた最新の情報に基づいて計画性を持って取り組んでいるかどうか。②で、外的・内的諸条件、外的というのは先ほど意見にございましたように社会経済状況の変化等、内的というのは、例えば事業で用地が思いのほかうまく買ってしまったので早く進むとか、逆になかなか買えないからおくってしまうとか、そういう内的諸条件の変化に対して弾力性、柔軟性を持って取り組んでいるか。③で、その際、事業・施策を効率的に推進するための取組を行っているかといった観点から評価を実施することによって、計画の実効性が確保されるとの考えに立ち、別紙の「評価の進め方と視点の例」を参考に進捗状況等を体系的に取りまとめる。

その別紙は2枚後に別紙としてつけておきまして、ちょっと見ていただきますと、大きく(1)から(5)まで、2枚にわたってございます。(1)は事業・施策の進捗状況ということで、指標を定めているものについての達成状況はもちろんですけれども、指標を定めていないものについても、可能な限り関連する客観的データの集積、目標レベルの設定を行う。

評価の視点ということで、例えば、先ほどございましたように、前倒し実施が可能な場合に取組を適切にやっているのかどうかとか、ご意見をいただいたものを反映した視点を掲げておきまして、下に(例)とございますけれども、これは重点目標の4に関連して、こちらのほうで勝手に考えてみた具体例、イメージしやすいように勝手に設定したものですから、特に大きな意味はございませんけれども、これを見やすいように参考資料の1というところに一覧表にしておりますので、こちらを見ていただければ一覧できると思います。

それで(1)の次、(2)ですけれども、事業・施策間やハード・ソフト間の連携状況。連携というところでして、これは例えば兼用工作物とか、相互に機能を補完する施設など、関連する他の事業・施策との一体性、連続性を確保することによって効果を発揮するものについて、取組事例をもとに連携面の評価を行うということで、これについても評価の視点を3つほど挙げて、それぞれの例示をしております。

(3)で、重点目標全体としての達成状況ということで、これも先ほどございましたような総合的な観点からの評価、指標一つ一つはすごく細かく設定しているわけですけれども、その細かい短冊だけだと大局というのがありますので、その全体を総合的な観点から

評価できないかということをごさいます、これについても2つほど進捗状況を鑑み、さらなる重点化や優先的に推進すべき事業・施策は何かという視点を掲げております。

(4) は中長期的な社会資本整備の方向性ということで、上記の事業・施策の評価を踏まえた上で、社会情勢の変化等を勘案し、中長期的な社会資本整備の方向性について評価を行うということをごさいます。

(5) が今後の重点計画のあり方ということでして、フォローアップ等の取組を通じて知見を蓄積した上で、今後の重点計画のあり方を検討するというので、ここで評価の視点で、法律的な計画策定の運び方はいかにあるべきかとありますけれども、これは先ほどご意見にありましたように、今回の重点計画も2年間にわたって非常に多大な労力をかけてつくっていただいていますので、見直すときに、またゼロから始まるというのではなくて、これまでの努力や何かができるだけ無駄にならないような工夫とか、そういうものも必要ではないかというご意見を踏まえて、こうしております。

先ほどの1ページ目にもう一度戻っていただきますと、この別紙を参考に進捗状況等を体系的に取りまとめると、一番下から2行目までありますが、このうち、事業・施策の向かうべき方向性や、事業・施策等の連携面については、重点計画が社会資本整備に関する総合的、分野横断的な計画であるという特徴を鑑み、事例に基づき具体の取組を詳細に分析する等の重点的な評価を行うということをごさいます。

次に、指標とか、その他データに基づき実施することが重要ということで、先ほど資料1でご説明いたしました社会資本の維持管理・更新に関して、当面講ずべき措置という工程表を出しておりますので、その工程表の取組状況を踏まえつつ、指標のあり方を検討してはどうかと。

それから、先ほどの効率的な議論というところに関連しますけれども、この計画部会以外に指標一つ一つについては政策評価官室というところが国交省の中でありまして、そこで一つ一つについて詳細な事務的な評価をやっておりますので、そういう成果とか、社会資本整備審議会等の各分科会における議論というものをきちんと踏まえて、それをしっかり前提とすることによって効率的な議論の進め方ができるのではないかと。

なお、社会資本の維持管理・更新については、今後の継続的な取組を通じて、施策の深化が図られていくものであることから、人材や技術等の指標化が馴染みづらい内容については、関係者の声等も踏まえながら、可能な範囲で評価を行うとともに、施策の具体化についても検討を加えるということをごさいます。

これらの取組を通じて、評価の進め方や視点等を整備した上で、計画全体のフォローアップを実施することとするというのが、今日お示ししますフォローアップの取組案でございます。

説明は以上でございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があったとおり、本日は社会資本整備を取り巻く最近の動きを踏まえつつ、重点計画のフォローアップの進め方の案についてご議論をいただきたいと思っております。

また、本年度は重点目標4にテーマを絞って試行的に実施する案を提案いただいておりますので、その点もあわせてご議論いただきたいと思っております。

それでは、資料2、資料3について、ご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、飯尾委員、それから家田委員、そして上村委員の順番でお願いします。

**【飯尾委員】** 最初に恐縮ですが、基本的にはご提案いただいた案は、おおむね結構だろうと思っておりますが、ただ1つ、2つ、やはり考えたほうがよいことがあるように思っておりますので、2つ大きなことを意見として申し上げたいと思っております。

1つは、本年度については重点目標4、先ほどから話題になっています維持管理・更新についてのことに集中するというところでございます。これについて、私は賛成でございますが、理由について、やはり少し考えておく必要があるだろうと思っております。私自身がこれに賛成する理由は2つございます。1つは、評価で数値の評価をしようとしても、まだこの計画は始まったばかりで、実はそんなに数値があるわけではない。そうすると、むしろ数値があまり入れられなかったこの分野を早くするというのは、意味がないことではない。また、その場合には、少し工夫が必要だと。これは後でお話しします。

それから、もちろん現在、この分野については新たな取組をしておられるということでございますので、そういう点で言うと、やはり新たな取組との連携というのも必要です。もうできているものを、こちらではばらばらに数年後をめどに考えていますというだけでなく、分野横断的に考えている計画部会では、維持管理・更新の問題について、こういうことを考えているということ、この分野でどんどん具体化しているところとフィードバックしてやりとりするというのが、議論のためには必要かなと思っております。そういう点では、やはりこの重点目標4を選ぶことについて、やはりちょっと特別な配慮が必要か

などと思います。

それから、第二の論点ですが、それだとどういふふうにかえたらいいのかという具体的なことでございます。先ほどのご説明で、例えば別紙に沿ってということから言うと、やはり別紙はフォローアップ全体についてフォーマットをつくっているものですから、数値のチェックみたいのところから順番に入ってくるような仕立てになっております。それに無理に小さな字を加えていただいていますけれども、そこに問題があるように感じます。維持監視・更新の分野において計画部会が議論すべきなのは、あまり今できているかどうかということ、どうなっているかというチェックするというよりは、この問題はそもそもどういふ問題として把握すべきかということ、やはりこの部分でやっていくべきでしょう。最終的には別紙で言うと後のほうです、(4)とか(5)のところにつながるような議論が大切です。(1)(2)(3)はそれぞれいいのですけれど、やはり数字ができていて、今どういふ取組をしているのかを評価するという頭で書かれていますので、この方法を少しつくり直すことが必要です。そして、実態把握とともに、今、同時並行的に施策をつくり始めているところですので、それをどう考えれば将来の次の計画に入れられるだろうかということをお考えながら、現在進められる施策についてもご意見を申し上げるというような取組がいいのではないかと思います。

以上でございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

それでは、家田委員お願いします。

**【家田委員】** このフォローアップで、維持管理・更新についてテーマを絞ってやる。大いに時宜にかなっていると。タイミングも極めて重要だし、率直に言うと、この維持管理・更新というのがあまり上手にやられてきたというわけでも、必ずしもないという実情ですので、飯尾先生おっしゃるとおり、僕も賛成です。

それで、この維持管理・更新というところについて、どういふ感覚であるのかというのを若干ご紹介して、そして資料3について、私のコメントをしようと思いますが、いろいろところで問題が出るのだけれども、金さえつければ維持管理・更新ができるということでは全然ないというのが、このメンテナンスの戦略、小委員会の根本的な第一結論です。だから、もうやることは全部わかっていて、金さえつければやっているはずだと。それで、おまえのところはやっているんだろうなという、こういう通信簿をつけるような感覚は違うという感じ。つまり、お金だけじゃなくて、人材はいるのか、技術者を痛めつけて一人

も首にしてしまったのはどこの自治体だ。育成の努力をしているのか。育成と言っても、こんなものは別にコンビニの売り子を雇うわけではないから、育成だって時間がかかるのです。ちゃんと先を見てやっているのかとか。

それから技術開発なんていうものも、先端的な技術開発だけではなくて、ちょっとした工夫みたいなものの蓄積で維持管理・更新というのはやられてきたのです。大体そういうものなのです。これからももっともっとそれを一生懸命やって、さっき局長がおっしゃったように、更新と言ったって、同じものを同じく銭かけてやっているようではだめで、仮にもつくり直さなければいけないにしたって、もっと安くする。安く済ませるようなこととか、次につくったものは、もっともつようにするという工夫とか、いろいろなことをしなければいけないのです。そういうようなことについても、目を光らせなければいけない。

そんなふうを考えますと、これは何かどこかに全てのことがわかっている本省の偉い人たちがいて、あるいはここの委員さんたちが何でもわかっている人たちで、もう一方で、現場の連中はばかな連中で、ぼーっとしているとちゃんとやらないから、監視して通信簿つけてやろうぜという、こういう感覚の評価ではだめだと思います。

もちろん、それがふさわしい部分もあるのだけれど。例えば点検すらできていないとか、台帳すらないとか、そういうのが地方自治体の維持管理状態ですから。だから、こういうのは確かに数字で管理するということでしょう。だけど、さっき言ったような、次の時代に向けて一丸となって前進するというようなところについてのものというのは、ここに書いてあるような表現ぶりからすると、適切な努力を行っているかとか、対応が適切に図られているか。じゃあ、おまえならできるのかと、こう言いたくなる。

だから、むしろここで大事なことは、分野を超えて、各分野のことは、さっき部会長がおっしゃったように、各部会でやればいいのですから。ここは道路なら道路、川なら川で個別にやっていることで、それぞれ悩みもあるだろうし、課題もあるだろう。それを、こういう場でこそ共有して、そして共通して悩んでいること、課題なんかは何なのかなというのを発見することこそが重要な前向き評価というもので、こういう後ろ向きの通信簿型の評価なんて、維持管理には何の意味もないというくらいのことを言ってもいいくらいのものだ。ちょっと強調し過ぎだけれど。

あるいは、さらに先にいきますと、いろいろな分野で努力するわけです。そうすると、ある分野にこういう工夫をしたら、こうでしたよというものを、いいアイデアとしてほかの分野に移転するというような共有とベストプラクティスの移転という、どうですか、評

価というのはプロアクティブに前を向きませんか。後ろ向いているような話のスタンスではなくて、ぜひ評価する側の政策課というところが、我がこととしてやるという、自分も一緒に悩むというスタンスを持っていただきたい。

実際、皆さんもいろいろなところで聞いたことがあると思いますけれども、お母さんが子供を連れていて、ほら、ごらん、あなたが勉強しないと、あんなことをやることになるのよという、それは大体道路の掃除とか、維持管理の作業員のことを言っているのです。土木作業員と言ったって、橋をばりばりつくっているようなところでは、そんなことは誰も言わないということになっている。

つまり、維持管理という仕事と、それをやっている人たちが誇りを持って、そして前に向かっていこうとやらなかったら、この国は維持管理で潰れます。金だけの問題ではない。ということは、評価もそのところを促進するようにしなければだめで、ここに書いてあるような書きぶりでは、やるほうはやる気がしない。そんなのに点数つけるというのだったら、じゃあ、おまえやってみろよと言いたくなる。そのところをちょっと考えていただきたい。これは全面的にそうだと言うわけではないけれど、そういう面をもう少し重視していただきたいと思います。

以上です。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

それでは、上村委員お願いします。

**【上村委員】** この社会資本整備重点計画をつくったときと、今と、一番大きな違いはやはり政権がかわったことだと思います。そのことによって、いろいろな前提条件がやはり大きくかわってまいりました。もちろん政権がかわっても、かわらなくても、やるべきことは同じなところもあるし、前以上にやはりやりやすくなったり、この中で出てきますが、前倒しという意味においては、かなり前倒しがしやすい環境になっていると思います。そこが私は一番大きな違いであると思います。去年も大型の補正が組まれましたし、今年もかなり以前よりは期待できる予算に向けてのスタンスがとれると思います。

ということは、やはりこれをつくったときよりも、さらにスピードがアップできる。しかし、先ほど家田先生がおっしゃったように、単に予算だけの問題ではないですよ。それを担う人材の問題、技術の問題、さまざま環境を整えたり、制度を整えたりということもあるわけですが、少なくとも一番大きなのは、やはりかなりやりやすくなっているわけです。ですから、これをもう一度、各局のほうがむしろ以前のスピードよりも、こ

ういう措置のタイムスケジュールで、もう少し前倒しをやりたいのだ、やりたいのだ、何ができて、何ができないのか、そして、できないとするならば、問題点は何で、課題は何でというふうに、むしろこの委員会は評価をするというよりも、フォローアップですから、一緒になって見直しをして、課題を潰していく。そういうことの委員会でないという意味がないと思います。

ですから、前倒しというのは全部にかかってもいいのではないかなど。この項目の中にもありますけれども、全部の事業に対して前倒しがしやすい環境であるという前提を、どう各局が受けとめて、そして実施していけるかという、そういうフォローアップであってはどうかという点と、もう1点は、私はこれを作成するときに、PPP、PFIのことを何度も申し上げて、そしてこれが先ほどの説明の中でも、今日、明日に参議院も通り、かなり実効性の高いものになっていくということで、これもかなり前倒しで制度が整っていくということですので、ぜひこの財政と、このPPP、PFIの両方を駆使して前倒しをしていただいて、そして今の制度ではもう少し個別の法令や細則なんかで阻んでいて、法律が通ったとしても、やはり個別の法律がネックになり、できないということもたくさんありますので、そういったこともあぶり出して行って、より促進していくというような、この委員会全体が今の時点で評価するというよりは、今はむしろ、どうこれを応援体制をもって問題をあぶり出しながらやっていけるかという方向で進めて行ってはどうかと提案したいと思います。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

それでは、辻本委員、それから竹内委員。辻本委員、お願いします。

**【辻本委員】** ありがとうございます。私もまず重点目標4に限るというのは、非常に素晴らしいことだと思います。その前に、家田さんがおっしゃった、次に向かって一丸として努力するというのは、私は、やはり全体のキャッチフレーズではないかと思います。それも同意します。

それで、先ほど、維持管理をやっている今の技術なり人たちをどういう目で見ているかということも指摘されたのですが、一番大事なことは、維持管理の技術の精緻化と言いますか、洗練されたものにしていく、これが大きな目標になるので、これを今のこの5カ年の間にしっかりやるということは、我々の使命ではないかという気がいたします。

それから、5カ年計画を立てるために2年かかった。この5カ年計画を実施するために、毎年、毎年、その決めた目標を細かくチェックするよりも、やはり次の5カ年にどう生か

すかという視点が、私はやはり重要ではないかと思えます。それためには、個別メニューに関するチェックというのは分科会、部会でやるべきで、そこから上がってくるものを、どう見るか。それもある程度個別、個別のステップ、ステップで見たらいいのはあるのですが、5年は短い。計画に2年かかるのに、毎年、毎年やるものではなくて、やはりそれは、先ほどもおっしゃったように、むしろ応援によって、この5カ年の間にやり遂げることをバックアップするような視点でフォローアップしていくというのがいいかと思えます。

何よりも大事なのは、次の5カ年をどうするのかという話と、もう1つは、5カ年、5カ年、5カ年が続いていく中でのトレンドをどう見て、我々がいい方向に向かっているのかどうかを評価することも非常に重要な視点だと思っています。フォローアップをあまり丁寧にやってこなかったために、やはり一つ一つの5カ年がどんなふうにつながって、我々がきちっとした方向に進んでいるのか、あるいは抜け落ちているところがなかったのかということを見る間がなかったように感じます。次から次と5カ年を立てることにあくせくしていたような気が少しいたします。その辺が、このフォローアップの取組でやれたらいいんじゃないかな、そんなふうに思っております。

以上です。

**【福岡部会長】** 竹内委員をお願いします。

**【竹内委員】** 発言の内容としては、家田先生に近いかなという気はするのですが、例えば別紙を見ると、視点が非常に体系的で、かつ網羅的になっていて、非常に立派なものができ上がっています。ただ、これを見て、チェックをして、うまくいっているところは、よし、さらにしっかりやれ、だめなところは、うまくいっていないじゃないか、だから頑張れ、ということが終わってしまったのは、ちょっと単純過ぎるのではないかと思うわけです。

ですから、むしろだめなところのチェックの仕方のほうに重点を置いて、何がだめなのか、なぜだめなのか、どこが障害になっているのかということに対するチェックリスト的なものが、これと同じぐらい体系的かつ網羅的なものがなければいけないと思うのです。

それを見て、おくれてしまっているところの原因究明を明確にやって、それがほかのところにも参考できるようにすれば良いと思います。その点で体系的な整理ができていれば、その原因究明に基づいて適切な処方箋を今後打っていくことも可能です。ですから、ここでできたもの自体を決して否定するものではないのですが、これと同じぐらい、うまくいかないところの原因究明のチェックリストがあればいいなと思っております。

以上です。

【福岡部会長】      ありがとうございます。

それでは、勝間委員、そして田中委員お願いします。

【勝間委員】      すみません、ほんとうに簡単な2点になります。

1点目が、フォローアップの中で、あまり言及されていないので、確認なのですが、数値を扱うということで、ぜひベンチマークとかデータベースとか統計的工夫といったような、何か数理モデルをどう扱われるか、あるいはぜひ入れていただきたいというのがリクエストになります。

2点目が、同じ流れなのですが、やはり数理モデルやデータベースがあれば、積極的な情報公開が可能になりますので、フォローアップそのもの自身に、ぜひアカデミックも含めて民間の知恵をもっと活用するような方法をご検討いただけないかという、2点リクエストになります。よろしくお願いします。

【福岡部会長】      ありがとうございます。

では、田中委員、そして太田委員お願いします。

【田中委員】      このフォローアップの制度というのは非常に誠実に、堅実にできるスタイルになっていると思うのですが、今、ほかの先生方もおっしゃっていたように、やっぱり社会の課題とか、国民の困っていることに対応してくれるというのが、この精神で施策があって、フォローアップをしてくださると思っていますので、まず個別の評価の視点は適切とか積極的とか適正とか、そういう言葉がやっぱり目立つのですが、ここを超えた成果がどんなふうに出てくるかというのは、やっぱり見たいと思いますので、課題解決ができたのかとか、あと、改善が果たされたのかとか、期限を区切って、そこまでまだ出せないものももちろんありますけれども、その中で成果がどんなふうに出ているのかと。あわせて、そこから得られた気づきみたいなものが集約されていくと、技術の伝承ですとか、日本の土木の向上ですとか、そういうことにもつながってくるところが多々あると思っています。

今、人材育成というのは非常に現場でも難しいですし、人材不足というのも出てきますので、こういう気づきとか、フォローアップの中でこういうことが蓄積されていくと、この分野のビッグデータみたいなことができ上がって、ビッグデータの活用によって、個別メニューの中でしか、これまでP D C Aがあまり回せなかったかなと見られる部分が、分野とか領域を超えてP D C Aが回せるということも出てくるかということが期待できま

すので、今回この目標4の、近々のほんとうにみんなが社会の中で、今ぜひ何とかしてほしいと思っていることに対して評価、フォローアップができるのであれば、今のような視点を入れていただくと非常にわかりやすいですし、未来が開ける感じになるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【福岡部会長】      ありがとうございます。

では、太田委員。

【太田委員】      太田でございます。フォローアップ部会のほうで議論をさせていただいていたときに、気がつかなかったことがあったというのを、今日の議論を聞いていて思いましたので、1つ申し上げます。

実は、ここにいろいろ評価の視点で、対応が適切に図られているとか、適切な努力が行われているとか、適切に行われているかという、この文言を見ていて、私、思い出したのは、大学の自己点検評価というのを、今、文部科学省のご指導の下やっているわけですけれども、自己点検をしますと、その評価報告書を出します。それを評価機関で7年に一度評価を受けなければいけない。それでオーケーが出ると、一応大学はきちんと運営されているというお墨つきをいただきます。

その文章を書いておきますと、きちんとやっているよと一生懸命に書いてしまうわけです。つまり、出されたものが評価をされると言いますか、採点をされるようになったときに、どうしてもお化粧をしてしまうような気がするのです。

もともとフォローアップをしましょうといったときの発想というのは、国土交通省全体で計画を策定する能力を高めよう、行政執行の能力を高めていただきたい、そのためにフォローアップしていくことが重要だということなのです。ですから、例えば審議会とか外部からそれを見て、ああだ、こうだと言うためのものでは、おそらくなかったと思うのです。

今日、出てきた評価の視点の見方を見ると、フォローアップの対象になった、つまり当たった部局は結構大変。そのために何かきれいにやりましょうというようになってしまうと、本来の趣旨から外れてくるような気がします。

そういう意味では、フォローアップを試行的にやっていただいて、その出てきた結果について、それを全てこの場に出して議論をするのか、あるいは、もう少しクローズな場所でフォローアップのやり方自身が適切なのか、この方式がほんとうに価値があるのか、ないのか、フォローアップすること自体、意味があるのかどうかということ、チェックを

して、それに対する結果というものを考える必要があるのかなと思います。

今、ここでの議論の前提は、フォローアップは必ず良いものであるはずだという前提で議論が進んでいるのですけれども、このフォローアップというやり方を実施することによって、ほんとうに改善されているのかどうかということ自体、やはり我々は確認しなければと思いました。

【福岡部会長】 それでは、中井委員お願いします。

【中井委員】 今まで委員の皆様方が言われたことの繰り返しを、多分私の言葉でしゃべるのだらうと思います。重点目標の4を題材にということですが、資料3の最初の目的、フォローアップの取組の目的のところは2つから構成されていて、課題を明らかにして改善策を検討するというのと、次期計画の策定等へ活用するという、この2つからできていて、やはり重点目標の4というのは後半のほうに非常に重きが置かれるべきなのかなと思います。と言いますのは、もともと重点計画をもう1回見ると、重点目標4のところは、計画そのものがあまり充実していないので、それがどう推進しているかというのは、モニタリングとか評価というのに、ほんとうにどれぐらいなじむのかなという気がいたします。

その意味でいくと重点目標の4は、やはり後半の次期計画への策定に向けてということであり、今の計画が充実していないので、それを次に向けてどう充実させていくかというほうに、むしろ有効にこの作業を使うべきかと思いました。

同時に、重点目標の4というのは、実はこれからの社会資本の整備のあり方に非常に大きく影響を与える話なので、実は重点目標の4のフォローアップをすることが、重点目標の1や2や3の整備に今後どう生かされていくのかということまで踏み込まないと、多分ほんとうのフォローアップをやったことにはならないのではないかと思います。

最後になりますけれども、したがって、評価の進め方と視点のところの(4)の中長期的な社会資本整備の方向性とか、今後の重点計画のあり方というところに、いみじくも何も例が書かれていないのですけれども、実はここが一番大事なのではないかと思います。

以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

では、最後に原田先生お願いします。

【原田委員】 ちょっと挙げるのおくれましたけれど、今、言われたように、計画段階で実態把握がなくて、計画内容が不十分だったということなので、この実態把握、維持管

理・更新費の推計というところをしっかりとやりますというのを、もうちょっとちゃんと表に出してほしいなということ。

それから、今の4と5のあたりをいくというのは重要なのですけれども、いろいろと前に議論したのに、地域の特性に合っているとか、地域の戦略に合っているとか、地域で見たときのこの視点1、視点2、視点3というのに合っているかみたいなことを見て判断しましょうということがあったと思うので、その辺は忘れないようにしていただきたい。

その点であります。

【福岡部会長】      ありがとうございました。

まだ手を挙げておられる方がおりますけれども、今日はフォローアップの第1回ということで、おおむね議論をいただいたということでクローズの方向までいきたいと思います。

まず、皆さんからいただいたご意見では、まず4番目のこのテーマ、維持管理についてフォローアップの題材にするのは、いいのではないのかということです。しかしながら、今回の原案の中では、きれいごとというか、従来のフォローアップのやり方にこだわっていないかというご意見が相当強く出ました。それは、そうかもわかりません。それで、4と5のように、これからどうするのという、ずっとこの問題は、全てのものにかかわって続いていく問題ではないのかと。だから急いでそれぞれについて評価することもやるにしろ、これはやるのですけれども、やるにしろ、それが目標になり過ぎないように。特に4番目、5番目、これは中井先生、飯尾先生等が言われたことなのですが、将来これからどうするのと、中長期的にどう考えたらいいいのかということを含めて、それから次の重点計画にどうつないでいくのか、これを意識しなさいということであったと思います。

それから、家田先生からは、技術部会の部会長さんで、戦略的維持管理についてをまとめていただきましたので、これは非常に大事なご意見として受けたいと思います。私は部会長として、今回出されたものもやらなければならないと思っているのですが、問題がいっぱいあるじゃないかと。これをどういうふうにしていったらいいのかと、一気に答えは出ないだろうが、そういうものもちゃんと挙げて、どうやったらよくなるか。それも分野横断的に考えなさいということも言っていただきました。

いろいろご意見いただきました。まずご了解いただきたいのは、フォローアップとして、この維持管理問題はまさに重要なテーマですし、それから行政的にも動いているということもあるということで進めさせていただきたい。先ほど上村先生が、前倒しにもっといろいろやるべきだというご意見もありましたが、まずはこの4番目を話題にして重点目標4

を、今後の計画部会のフォローアップの課題にして議論していきたいということは、ご承認していただきたい。

どうぞ。

【上村委員】 時間が来ていますので、短く言いますが、私は4だけではなくて、やっぱり成長戦略と国交省の政策を結びつけていくというのが今、一番の時代背景としての課題なわけですから、やはり2の我が国産業・経済基盤や国際競争力という2のところも、やはり入れるべきで、又4だけに絞るということではなくて、全体の政策がどのように大きな柱としては成長戦略とどういうふうに社会資本整備がつながっていくかという視点を抜かしてはいけないと思いますけれど。

【福岡部会長】 当然4つ重点計画がありますので、その中にご意見は入っています。まずフォローアップのスタートを切るのですが、やってみなければわからないという面もありますので、いろいろフォローアップというわけにはなかなかいきません。

ご意見として伺っておきまして、その辺も考えてやっていくということにさせていただきたいと思います。

それで、もう一度申し上げます。4番目を「主に」フォローアップのテーマにさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【福岡部会長】 それでは、そのようにさせていただきますし、今日いただいたご意見を、もう少し次回に向けて整理して、かついろいろなご意見をいただいた先生にもご意見をさらに伺うことにして、次に備えて準備をして次回に出したいと思いますが、それもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【福岡部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日、重点計画のフォローアップについて、私が最後にまとめた方向でご承認をいただきましたので、次の計画部会では、その方向で進めたいと思います。

それでは、本日の議事は以上ですので、これをもちまして本日の計画部会を終了させていただきます。

最後に、お二人の方からもご意見をいただくべきでしたが、今日は時間を守ろうと思っていますので、申しわけありません、次回またよろしくお願ひしたいと思います。

最後に事務局から連絡事項があるようですので、よろしくお願ひします。

【堤専門官】 福岡部会長、進行ありがとうございました。また、各委員におかれましても、熱心なご議論いただきまして、大変ありがとうございました。

事務局からの連絡事項2点でございます。1点目は、本日の計画部会の議事概要につきまして、近日中に国土交通省のホームページに公表したいと考えておりますので、ご了解のほど、よろしくお願いいたします。なお、議事の詳細な内容につきましては、後日、各委員の皆様にご議事録を送付させていただいて、了解いただいた上で公開するという形をとらせていただきたいと思います。

あと、2点目ですけれども、次回の日程につきましては、事務局より、また改めてご連絡させていただいて、調整の上、開催させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の計画部会は全て終了でございます。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —